

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

（令和 6 年 6 月 1 日現在）

1. 事業所の概要

（１） 事業所の名称等

- ・事業所名 訪問看護ステーション 明陽苑
- ・開設年月日 平成8年3月29日
- ・所在地 豊橋市八通町 64 番地の 3
- ・電話番号 0532-33-3125
- ・ファックス番号 0532-33-3181
- ・管理者名 所長 森下 裕子
- ・保険医療機関等記号番号 232090025

（２） 目的と運営方針

・目的

当事業所は、主治の医師が指定訪問看護の必要性を認めた場合に対し、適切な訪問看護サービスを提供することを目的としています。

・運営方針

当事業所の職員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、全般的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（３） 事業所の職員体制

		常勤	非常勤	主な業務内容
管理者		1	—	職員及び業務の管理、主治医との連携
訪問看護員等	看護師	6	3	訪問看護サービスの提供
	理学療法士	1（専任） 1（兼務）	—	リハビリテーションの提供
	看護補助者	—	1（兼務）	看護師の補助

（４） 事業の実施地域等

- ・ 豊橋市羽根井校区：八通町、白河町、野黒町、羽根井本町
- ・ その他の地区は相談

（５） 営業日等

- ・ 営業日は月曜日から日曜日とする。
（但し、国民の休日及び祝日と年末年始（12月29日から1月3日）を除く）
- ・ 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
但し、日曜日は 8 時 30 分から 12 時 30 分までとする。
- ・ 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

2. サービス内容

- 1) ご家族等への介護支援・相談
- 2) 病状の観察
- 3) 清拭・洗髪・入浴介助等
- 4) カテーテル等の管理
- 5) ターミナルケア
- 6) 床ずれの予防と処置
- 7) 食事（栄養）指導管理
- 8) 排泄の介助・管理
- 9) リハビリテーション
- 10) 医師の指示による診療の補助業務

3. 医療保険

（１） 医療保険対象者

- ① 40歳未満の者
- ② 40歳以上65歳未満の（※注1）特定疾病患者以外の者
- ③ 40歳以上の（※注1）特定疾患患者、又は65歳以上の者であって要介護者・要支援者でない者
- ④ 要介護者等であっても、i）末期の悪性腫瘍や難病患者等、ii）特別訪問看護指示書が交付された者

（※注1）

筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、シャイ・ドレーガー症候群、初老期における認知症（アルツハイマー病／ピック病／脳血管性認知症／クロイツフェルト・ヤコブ病）、脊髄小脳変性症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、及び糖尿病性網膜症、早老症、脊柱管狭窄症、脳血管疾患（脳出血／脳梗塞等）、パーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、慢性関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫／慢性気管支炎／びまん性汎細気管支炎）、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症）

（２） 訪問回数

ご利用者1人につき週3日を限度としています。但し、（※注2）厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者は訪問回数の制限はありません。また、ご利用者の急性憎悪や終末期等により、主治医から一時的に週4日以上頻回の訪問看護が必要である旨、特別訪問看護指示書を交付された場合は、その交付から14日以内は14日を限度として訪問看護を受けることができます。

（※注2）厚生労働大臣が定める疾病等

- ・末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症、スモン、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸椎損傷又は人工呼吸器を使用している状態、ライゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、パーキンソン病関連疾患〔進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）〕、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態又は在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態

(3) 実施時間

訪問看護の実施時間は、1回の訪問につき、30分から1時間30分程度を基準とします。

4. 利用料金

(1) 基本療養費等（医療保険適用・自費換算）

① 基本療養費（1日につき）

○訪問看護基本療養費（Ⅰ）

- ・週3日目まで 5,550円
- ・週3日目まで（准看護師が行った場合） 5,050円
- ・週4日目以降 6,550円
- ・週4日目以降（准看護師が行った場合） 6,050円

※夜間（午後6時から午後10時）又は早朝（午前6時から午前8時）に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として所定額に2,100円を加算し、深夜（午後10時から午前6時）に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として所定額に4,200円を加算する。

○訪問看護療養費（Ⅲ） 8,500円

※入院中の方が在宅療養に備えて外泊するにあたり、訪問看護を行った場合に算定します。

但し、（注2）に該当する方若しくは訪問看護が必要と認められた方に限ります。

② 機能強化型訪問看護管理療養費3

- ・1日目 8,700円
- ・2日目以降 3,000円

③ 難病等複数回訪問加算

（※注2）に該当するご利用者又は特別訪問看護指示書が交付されたご利用者に限ります。

- ・1日に複数回訪問した場合の2回目 4,500円
- ・1日に複数回訪問した場合の3回目 8,000円

④ 複数名訪問看護加算

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な方に対して利用者または家族の同意を得て行った場合に算定する。

- ・看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合 4,500円
- ・准看護師の場合 3,800円
- ・看護補助者の場合 3,000円

⑤ 24時間対応体制加算 6,520円

当事業所はご利用者又はそのご家族からの電話等に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあります。

⑥ 特別管理加算（月１回） ※厚生労働大臣の定める状態にある方が対象

- i) 以下の状態にあるご利用者に対し、月４回以上の訪問看護を行った場合 2,500円
在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にあるご利用者、ドレーンチューブを使用している状態にあるご利用者、人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態にあるご利用者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定しているご利用者、真皮を越える褥瘡の状態にあるご利用者
- ii) 以下の状態にあるご利用者に対し、月４日以上訪問看護を行った場合 5,000円
在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けているご利用者、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にあるご利用者

- ⑦ ・情報提供療養費１（月１回） 1,500円
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合
- ・情報提供療養費２（月１回） 1,500円
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該義務教育諸学校に、入学時、転校時等により初めて在籍することとなる利用者について、当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合
- ・情報提供療養費３（月１回） 1,500円
保険医療機関等に入院、又は入所する利用者について情報を提供した場合

(2) その他加算費用（医療保険適用・自費換算）

- ① ・退院時共同指導加算 8,000円
保険医療機関又は介護老人保健施設に入院又は入所中で、訪問看護を受けようとする方に対して、退院又は退所に当たって、当該主治医と訪問看護ステーションの看護師（准看護師を除く）が共同して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に発生します。
- ・特別管理指導加算 2,000円
退院時共同指導加算を算定する利用者に対し、特別管理加算を算定する場合に追加加算
- ② 退院支援指導加算 6,000円
末期悪性腫瘍などの厚生労働大臣が定める疾病及び厚生労働大臣が定める状態にある方が、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師（准看護師を除く）が退院日に療養上必要な指導を在宅で行った場合に発生します。
- ③ 在宅患者連携指導加算 3,000円
訪問看護ステーションの看護師（准看護師を除く）が利用者の同意を得て、訪問診療・歯科訪問を実施している保険医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文章により情報を共有し、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に発生します。
- ④ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月２回まで） 2,000円
ご利用者の急変時に主治医、薬剤師、介護支援専門員と共同でご自宅へ赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合に発生します。
- ⑤ 緊急訪問看護加算 月１４日目まで 2,650円
月１５日目以降 2,000円

訪問看護計画に基づき定期的に行う指定訪問看護以外に、ご利用者又はご家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援診療所の医師の指示により、訪問看護を行った場合に算定されます。

⑥ 長時間訪問看護加算 5,200円

1回の訪問時間が90分を超える訪問を週一回(15歳未満の超重症児または準超重症児は週三回)行うことができます。

15歳未満の超重症児または準超重症児、厚生労働大臣の定める状態にあるご利用者、特別訪問看護指示書による訪問看護を受けているご利用者

⑦ 乳幼児加算・幼児加算 1,500円

3歳未満の乳幼児または3歳以上6歳未満の幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に算定されます。

⑧ 夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算

下記の時間帯に訪問した場合に加算されます。

夜間・早朝訪問看護加算(午後6時～午後10時、午前6時～午前8時) 2,100円

深夜訪問看護(午後10時～午前6時) 4,200円

⑨ ターミナルケア療養費 1 25,000円

在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内在宅以外で死亡した者を含む。)に対して、その主治医の指示により、亡くなる14日前以内に2回以上指定訪問看護を実施し、且つ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制についてご利用者及びそのご家族に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定します。

※ 上記(1)(2)はご利用者が加入している健康保険の種類によって負担割合、負担額が異なります。また、老人医療・公費負担医療等により、負担が軽減される場合があります。

⑩ 文書作成料 3,000円(税抜)

利用者の求めに応じて訪問看護の内容に関する書類を作成した場合にいただきます。

⑪ 死後の処置料 10,000円(税抜)

利用者が亡くなった際に、ご家族の同意を得て死後の処置を行った場合に申し受けます。

(3) 差額利用料

長時間・営業日以外のご利用については、基本利用料の他に下記の料金が加算されます。

・長時間(サービス提供時間が90分を超えた場合)の訪問 30分につき1,280円

※長時間訪問看護加算とは同時に利用できません。

・営業日以外の訪問 1回につき3,220円

(4) 支払い方法

毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

お支払いの方法は、現金支払、銀行振込、郵便局及び豊橋信用金庫の口座から自動振替があります。

5. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状などの急変があった場合は、速やかに主治医、救急隊、身元引受人への連絡をします。

6. 利用に当たっての留意事項

(1) 保険証類の提示

健康保険証、老人医療受給者証等の内容に変更があった場合及び当事業所が提示を求めた場合は、速やかにご提示ください。

(2) 所持金品の管理

所持金品は自己の責任で管理してください。

(3) 宗教活動、政治活動、営利行為

当事業所の職員への宗教活動、政治活動及び営利行為は禁止いたします。

(4) 災害時の対応

訪問看護員等は、災害発生時においてサービスの継続が困難と判断した場合、速やかにサービスを中止し事業所へ戻ることがあります。

(5) 感染予防対策として、訪問看護員はマスクを着用しています。利用者及び、その家族の方にもマスク着用をお願いしています。発熱などいつもと違う体調不良がある時には、事前にご連絡下さい。

(6) 職員に対する金品等の心付けはお断りしています。

(7) ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いします。訪問看護員がペットに咬まれた場合、治療費等のご相談をさせて頂く場合があります。

(8) 暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。訪問看護員へのハラスメント等により、サービスの中断、契約を解除する場合があります。

7. 相談窓口・苦情窓口

①サービスに関する相談については、次の「お客様相談窓口」にご相談ください。

お客様相談窓口	電話番号	0532-33-3125
	FAX番号	0532-33-3181
	受付時間	午前9:00～午後5:00
	相談者	森下 裕子

②公的機関においても次の機関において苦情申出等を行うことができます。

東海北陸厚生局 指導総括管理官 指導監査課	所在地	〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階
	受付時間	午前9:00～午後5:00
	電話番号	052-228-6179

8. 事故発生時の対応

利用中に事故が発生した場合は、当該利用者様のご家族、当該利用者様に係る医療機関等に連絡を行うとともに、必要に応じた措置を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催するとともに、その結果について、訪問看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、訪問看護師に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 1 回以上)実施します。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。